

令和7年度答申第88号  
令和8年3月5日

諮問番号 令和7年度諮問第138号（令和8年1月21日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 臨床検査技師再免許申請棄却処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）8条1項の規定に基づき、臨床検査技師の免許の取消処分（以下「本件取消処分」という。）を受けた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、同条3項の規定に基づき、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、臨床検査技師の再免許の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、再び免許を与えることが適当であるとは認められないとして、本件申請を棄却する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）法1条は、この法律は、臨床検査技師の資格等を定め、もって医療及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする旨規定する。

(2) 法2条は、この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるもの及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう旨規定する。

(3) 法3条は、臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験に合格した者に対して与える旨規定する。

また、法4条は、同条各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる旨規定し、同条3号は、法2条に規定する検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があった者を掲げる。

(4) 法8条1項は、臨床検査技師が法4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて臨床検査技師の名称の使用の停止を命ずることができる旨規定し、法8条3項は、同条1項の規定による取消処分を受けた者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成18年4月21日、厚生労働大臣から、臨床検査技師の免許を受けた。

(臨床検査技師名簿登録データ詳細)

(2) 審査請求人は、平成20年9月a日、A地方裁判所において、強制わいせつ被告事件について、懲役1年8月の有罪判決の宣告を受け、同判決は、同月b日に確定した。その罪となるべき事実の要旨は、審査請求人は、同年6月c日、自身が勤務する病院の脳波検査室において、同室で検査を受けていた女子児童（当時7歳）が13歳未満であることを知りながら、同人のパンツ内に手を差し入れて、手指でその陰部を弄び、もって、13歳未満の女子に対し、わいせつな行為（以下「本件わいせつ行為」という。）をしたというものである。

(調書判決抄本)

(3) 厚生労働大臣は、審査請求人が、平成20年9月b日、A地方裁判所において強制わいせつにより懲役1年8月の刑に処せられ、法4条3号に該

当することとなったとして、法8条1項の規定に基づき、審査請求人に対し、平成21年3月30日付けで、同年4月13日をもって臨床検査技師の免許を取り消すとの処分（本件取消処分）をした。

（臨床検査技師名簿登録データ詳細、命令書（控え））

（4）審査請求人は、令和5年9月25日付けで、処分庁に対し、法8条3項の規定に基づき、臨床検査技師の再免許の申請（本件申請）をした。

（再免許交付申立書）

（5）処分庁は、令和7年2月20日付けで、審査請求人に対し、「再免許申請書に記載された事情を考慮した結果、再び免許を与えることが適当であると認められなかったため。」として、本件申請を棄却する処分（本件処分）をした。

（本件処分に関する通知文書（文書番号d））

（6）審査請求人は、令和7年4月25日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

（7）審査庁は、令和8年1月21日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

#### 4 審査請求人の主張の要旨

（1）本件処分は、臨床検査技師名簿（資格を取り消された理由が含まれ、死亡や失踪しなければ除名できない。）や刑事裁判記録などの要配慮個人情報に基づいた差別的な判断であるため、平等原則違反である。

したがって、本件処分の取消し及び臨床検査技師の再免許への変更を求める。

（2）更生において妨げになるのは要配慮個人情報である。一度犯してしまった過ちを悔い過去は変えられないが未来は変えられると信じて、どんなに心を入れ替えてもこの情報が社会復帰を著しく妨げているのはいうまでもない。処分庁は、要配慮個人情報に該当するような内容（情報により偏見が生じて不利益を被る内容）を基に本件処分をしており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2章4条に基づき、国の責務として適切に個人情報を取り扱うよう整備する立場であるにもかかわらず、「民間事業者ではないので問題ない」という考え方を主張する点において、厚生労働大臣が裁量権の濫用をしない人とはいいい難い。

- (3) 審査請求人は、刑の消滅後に介護支援専門員の資格を取得しているが、その際には要配慮個人情報の提出を求められておらず、欠格事由に該当しないことが認められている。公的資格である介護支援専門員免許（原文ママ）と国家資格である臨床検査技師免許について、その違いによって再び免許を与えるかどうかの判断を規定する法律等は見当たらない。この両者の資格を、要配慮個人情報によって区別する合理的な理由はないから、要配慮個人情報について合理的に考慮した実質的平等を認めてもらいたい。
- (4) 審査請求人は、本件申請の際に複数の書類の提出を求められたが、各書類の提出意義、審理基準は何なのか、審理までの過程、審理の日程などの説明がなかった。処分庁において、個人の尊厳を大事にする視点は感じられず、審理基準が数値で決定されていたとしても限りなく再免許申請者に不利な方向に傾くようになっていのではないかと疑わずにはいられない。また、審査請求人が反省を述べる機会がなかったが、廃止になった衛生検査技師法の規定を継承し、改悛の情が著しいことが再免許の条件となっているのであれば、改悛の情を示した書類を提出する。
- (5) 他の国家資格では、欠格事由において免許剥奪からの経過期間が明確に記載されているのに、法にはその記載がなく、欠格事由から脱却できないことになっている点で、憲法に定める平等原則に違反している。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件においては、審査請求人が、本件処分は臨床検査技師名簿や刑事裁判記録などの要配慮個人情報を基にした差別的な判断であり、平等原則違反であると主張して、本件処分の取消し及び臨床検査技師の再免許を求めているので、本件処分の適否について判断する必要がある。
- 2 事件記録からは、以下の事実が認められる。
  - (1) 審査請求人は、平成18年4月21日、臨床検査技師名簿に登録され、厚生労働大臣から臨床検査技師の免許を受けた。
  - (2) 審査請求人は、平成20年6月c日、自身が勤務する病院の脳波検査室において、同室で検査を受けていたA子（当時7歳）が13歳未満であることを知りながら、同人のパンツ内に手を差し入れて、手指でその陰部を弄び、もって、13歳未満の女子に対し、わいせつな行為（本件わいせつ行為）をした。
  - (3) このため、審査請求人は、A地方裁判所において強制わいせつの罪によ

り、平成20年9月a日、懲役1年8月の有罪判決の宣告を受け、同判決は同月b日に確定した。

- (4) 以上の事実に基づき、厚生労働大臣は、平成21年3月30日付けで、法8条1項に基づき、同年4月13日をもって審査請求人の臨床検査技師免許を取り消す旨の処分をした。
- (5) 審査請求人は、令和5年9月25日付けで法8条3項の規定に基づく臨床検査技師再免許の申立てを行ったが、再免許申立書に記載された事情を考慮した結果、再び免許を与えることが適当であると認められなかったため、処分庁は、令和7年2月20日付けで審査請求人に対し、本件処分を行った。

### 3 上記1に対する判断

- (1) 臨床検査技師と同様の医療関係職種である医師免許に関しては、医師法（昭和23年法律第201号）に基づく医業の停止処分に関し、その判断は、同法7条3項の規定に基づき医道審議会の意見を聴く前提の下で「医師免許の免許権者である厚生大臣の合理的な裁量にゆだねられているものと解するのが相当である。それ故、厚生大臣がその裁量権の行使としてした医業の停止を命ずる処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである」（最高裁判所昭和63年7月1日第二小法廷判決）と解されていること等を踏まえると、臨床検査技師免許に係る法8条1項の免許取消処分及び同条3項の規定の再免許付与の判断についても、条文の規定のとおり、処分庁に一定の合理的な裁量の余地があるものと解するべきである。
- (2) そこで本件についてみると、上記2（2）のとおり、本件わいせつ行為は、わいせつ行為としてもかなり強度のものであって悪質性も高い強制わいせつ行為である上、被害児童の信頼を裏切るだけでなく、医療関係者一般に対する信頼をも揺るがしかねない社会的影響が大きい犯行であったことから、臨床検査技師としての社会的信用を失墜させた程度は極めて大きいといわざるを得ない。

そして、取消処分の原因となった上述の行為の悪質性のほか、審査請求人の性格、処分歴等、臨床検査技師免許の取消処分に当たって考慮した諸般の事情を前提とし、審査請求人が主張する本件取消処分後の介護福祉士等の資格取得といった審査請求人の社会生活状況等様々な事情を考慮して

も、なお、再免許を与えることが適当であるとは認められないとして、本件申請を棄却した本件処分は、社会通念上著しく妥当性を欠くものとまでは認められず、処分庁に委ねられた裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものであるといえず、処分庁の合理的な裁量の範疇であるといえる。

- (3) そうすると、処分庁が行った本件処分の判断の内容及び過程に看過し難い過誤があつてそれに依拠して処分が行われたとはいえず、また、処分庁の判断内容自体が社会通念に照らし著しく合理性を欠くものではないことから、本件処分が裁量の逸脱又は濫用に該当し違法であるとはいえず、処分庁の判断に誤りはなく、妥当なものであると考える。
- (4) 以上によれば、本件処分は、違法又は不当なものであるとは認められない。
- (5) なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において、本件処分は、更生において妨げになる要配慮個人情報に基づいた差別的な判断であるため、人格権を明確に侵害し平等原則違反である旨主張している。

この点につき、平等原則を定める憲法14条1項の規定については、「国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることが何ら右法条（憲法14条1項）の否定するところでない」（最高裁判所昭和45年6月10日大法廷判決）とされているところ、行政機関が必要な限度で要配慮個人情報を取得し、利用することは何ら制限されておらず、さらに、処分庁が再免許の適否を判断するに当たって、臨床検査技師としての適格性を判断する上で免許の取消原因となった行為を考慮しないことは合理的でないと考えられることに鑑みると、処分事由となった事実を考慮することに合理性があるといえるから、本件処分は、憲法の規定する平等原則に抵触せず、審査請求人の主張は採用できない。

- (6) また、審査請求人は、反論書において、その後の事情により免許を与えてもよいと認められる条件ならとして、改悛の情を示す書類「反省文」を提出して、本件わいせつ行為を起こしたことを大変申し訳なく思っている旨陳述しているものの、本件わいせつ行為の違法性の認識や被害児童への思いなどを省みる言及は見当たらず、臨床検査技師に求められる職業倫理に照らしても、処分庁が再び免許を与えることが適当であると認められないとして行った本件処分は、その裁量権の範囲内にあるものとして、妥当

である。

#### 4 結論

上記のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求の対象である本件処分について、その処理に要した期間をみると、本件申請（令和5年9月25日付け）から本件処分（令和7年2月20日付け）までに約1年5か月となっている。審査庁を通じて処分庁にその理由を照会したところ、臨床検査技師の再免許を受けたい旨の申立てに対する判断は、年1回程度で取りまとめて行っており、本件申請は令和5年度の回（令和5年9月11日）の直後の申請であったことから、令和6年度の回（令和7年2月4日）の審議対象となったとのことであった。しかし、申請が事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならないのであり（行政手続法（平成5年法律第88号）7条）、複数の申請を一定期間保留し、一括して審査する取扱いは、それが合理的範囲内で行われている限りにおいて許容されると解されるのであって、年に1回程度審査するというのでは期間を要しすぎているというほかない。今後、処分庁は、再免許の申請について、申請ごとに審査する等の審査方法の見直しを検討する必要がある。

(2) 上記で指摘した点以外には、本件処分から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 法8条1項は、臨床検査技師が「第2条に規定する検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があつた者」（法4条3号）に該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができると規定するところ、この規定は、臨床検査技師が同号に該当することとなったため臨床検査技師として適格性を有しないと認められる場合に、臨床検査技師の資格を剥奪することによって、検査の業務が適正に行われることを期するものであると解される。

そして、法8条3項は、同条1項により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができると規定するところ、この規

定は、既に免許の取消処分を受けた者が臨床検査技師としての適格性を再び有するに至る場合も想定されることから、その者に再び免許を与えることを可能とする趣旨であると解される。

上記の法4条3号に該当することとなったとして臨床検査技師の免許の取消処分を受けた者について、再び免許を与えるか否かを判断するに当たっては、当該犯罪又は不正の行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響のほか、当該臨床検査技師の性格、処分歴、反省の程度等、免許の取消処分に当たって考慮した諸般の事情を前提としつつ、当該取消処分後における事情を考慮して、臨床検査技師としての適格性を有するに至っているといえるかどうかを、法8条3項の趣旨に照らして判断すべきであると解される。

上記のような多様な事情を考慮し、検査の業務の適正を確保するという専門的な判断を要することからすると、その判断は、臨床検査技師の免許権者である厚生労働大臣の合理的な裁量に委ねられているものと解され、処分が重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠くものと認められる場合は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となり、裁量権の行使が不適切である場合は不当となると解するのが相当である。

(2) 以上を踏まえて本件処分の適否について検討する。

ア まず、当該犯罪又は不正の行為の種類、性質、違法性の程度、動機、目的、影響等についてみると、本件わいせつ行為は、上記第1の3(2)のとおり、臨床検査技師としての検査業務に従事中、その立場を利用して行われたものであり、極めて悪質なものであるといえる。審査請求人の動機は、被害児童の気持ちに思いを致すことなく、性的欲望を満たそうとした自己中心的なものであって、酌むべきものがない旨判決において指摘されている(調書判決)。そして、本件わいせつ行為は、判決においても指摘されているとおり、被害児童の信頼を裏切るだけでなく、医療関係者一般に対する信頼も揺るがしかねない行為であり、臨床検査技師に対する社会的信用を失墜させた程度は極めて大きいといわざるを得ない。

処分歴、反省の程度等についてみると、審査請求人には本件取消処分以外の処分歴はなく(臨床検査技師名簿登録データ詳細)、審査請求人は、反論書とともに「反省文」を提出している。しかしながら、当該反

省文には、「当該事件を起こしたことを大変申し訳なく思っています。心からお詫び申し上げます。」との記載はあるものの、事後の対応が適切でなかったとの弁に終始しており、本件わいせつ行為自体や被害児童に対する反省については全く言及されておらず、あまりに形式的である上、捜査機関の関与によって「過失が故意に歪曲する」と述べるなど、未だに本件わいせつ行為の違法性の認識を否定しており、被害児童への思いなどを真摯に省みたものとは到底認められない。

よって、他に処分歴がないことや反省文を提出していることを、審査請求人に有利な事情として考慮するには限度があるというべきである。

イ 次に、本件取消処分（平成21年3月30日付け）後の事情についてみると、本件取消処分から本件処分（令和7年2月20日付け）までに15年10か月以上が経過しており、刑の言渡しの失効に至ったことも含め、このような期間の経過は、審査請求人に有利に考慮すべき事情ではある。しかしながら、前記アのとおり、本件わいせつ行為は、臨床検査技師としての業務に従事している最中に、その立場を利用して行われた極めて悪質なものであり、審査請求人が臨床検査技師としての適格性を著しく欠いていたことを端的に示すものである。そうである以上、その後、再犯に至ることなく相当な期間が経過したことをもって当然にその適格性を再び有するに至ったと評価されるものではない。また、審査請求人は、本件申請に当たり、社会福祉士登録証、卒業証書・学位記（社会福祉学の学位に係るもの）、表彰状（審査請求人の勤務先の社会福祉法人のもの）、介護福祉士登録証及び介護支援専門員証を提出しているが、これらをもってしても、臨床検査技師としての適格性を再び有するに至ったことを直ちに裏付けるとはいえない。

ウ 審査請求人は、本件処分は、要配慮個人情報に基づいた差別的な判断である旨主張する（審査請求人の主張する「要配慮個人情報」とは、前科の有無及びその内容を指すと解される。）ところ、かかる主張は、考慮すべきでない事項を考慮した点において、本件処分は違法であるとの主張と解される。

しかしながら、前記アのとおり、免許取消事由となった前科の内容は、再免許を交付するか否かの判断に当たり当然に考慮すべき重要な判断要素であるから、審査請求人の主張は採用できない。

エ また、審査請求人は、「公的資格である介護支援専門員免許、国家資格

である臨床検査技師免許、その違いによって再び免許を与えるかどうかの判断を規定する法律等は見当たらず、「この両者の資格の間には要配慮個人情報によって区別する合理的な理由はない。」と主張する。

介護支援専門員の登録については、介護保険法（平成9年法律第123号）69条の2第1項柱書において、「厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。」と規定され、同項各号に欠格事由が掲げられている。審査請求人は、介護支援専門員の登録時点（令和5年9月19日）で、既に刑の執行を終わっていたことも含めて（同項2号参照）、同項各号の欠格事由に該当していなかったために、介護支援専門員としての欠格事由に該当しないことが確認され、登録を受けたものであると解される。

一方、法8条3項は、欠格事由に該当し、免許の取消処分を受けた者について、再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができると規定し、その判断は、上記（1）のとおり、厚生労働大臣の合理的な裁量に委ねられている。

そうすると、介護支援専門員の登録と臨床検査技師の再免許は、そもそも、別個の法律に基づく制度目的の異なる制度である以上、介護支援専門員としての適格性を備えているからといって、臨床検査技師としての適格性を備えているといえないことは当然であるから、要配慮個人情報によって区別する合理的な理由がない旨の審査請求人の主張は、採用できない。

オ さらに、審査請求人は、法には、他の国家資格と異なり、欠格事由において免許剥奪からの経過期間が明確に記載されておらず、欠格事由から脱却できないことになっている点で、憲法に定める平等原則に違反していると主張するが、法8条3項は、欠格事由に該当するとして免許の取消処分を受けた者であっても、再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができると規定している以上、欠格事由から脱却できない制度であるとはいえず、上記主張はその前提を欠き、採用できない。

カ 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも上記の判断を左右しない。  
キ 以上の検討結果を総合考慮すると、本件処分が、重要な事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くものであったとは認められず、また、処分庁の裁量権の行使が不適切であったとも認められない。

(3) したがって、本件処分が違法又は不当であるとは認められない。

### 3 付言

審査庁が当審査会に諮問するに当たっては、審査請求に係る処分の適否を判断することができる資料を十分にそろえて提出する必要があるところ、審査庁は、本件諮問に当たり、本件取消処分に係る命令書を提出しなかった。本件取消処分に係る命令書に基づき、再免許申請に至る経緯を把握することは、再免許申請に対する拒否処分である本件処分の適法性及び妥当性を判断する前提となるものであるから、審査庁が当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かを確実に確認されたい。また、審理員は、弁明書の提出を受けた時点で、速やかに命令書の提出を求め、上記資料の確認をした上で、その後の審理を適切に進めるべきであったのであるから、審理員は、今後、審理の進め方を改善する必要がある。

### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	